

田端西地区まちづくり対策特別委員会会議録

令和2年9月7日

寒川町議会

- 出席委員 太田委員長、青木副委員長
山蔦委員、佐藤（一）委員、佐藤（正）委員、細川委員、横手委員、杉崎委員、柳田委員
関口議長
- 欠席委員 なし
- 説明者 廣田拠点づくり部長、飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、小林主査
- 案 件
1. 田端西地区まちづくりの取り組み状況について
 2. その他

午後1時15分 開会

【太田委員長】 皆さん、こんにちは。ただいまより田端西地区まちづくり対策特別委員会を始めた
と思います。

式次第は、皆さんのお手元にご覧のように、その他を含めて2件となりますので、よろしくお願
いいたします。

それでは、執行部が入るまで暫時休憩といたします。

【太田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、案件1、田端西地区まちづくりの取り組み状況について執行部より説明をお願いいた
します。

廣田部長。

【廣田拠点づくり部長】 それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の田端西地区まちづくり
取り組み状況ということで、ご報告させていただきます。説明に当たりましては、飯尾課長より行
いますので、よろしくお願いいたします。

【太田委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、前回開催いたしました本特別委員会以降の取組状況につ
いて報告させていただきます。資料につきましては、タブレットの資料に基づき説明させていただきます。
2分の1ページ、田端西地区まちづくり取り組み状況をご覧ください。

令和2年7月11日は、第3回寒川町田端西地区土地区画整理組合総会が開催されました。これは土地
区画整理法第32条により、組合施行の土地区画整理事業は、毎事業年度に1回通常総会を開催し、法
で定められた事項について承認を得なければならないこと、また組合の定款の変更や土地や換地に関する
定めについて総会の議決を経なければならないための開催です。

なお、総会の開催方法なんです、新型コロナウイルスの関係で国土交通省より発表がございまして、
書面のみを取りまとめることで総会を開催したとみなすことはできないものの、書面による議決権の行
使が可能である旨を通知することで来場者数を減らすべきなどの対策をすべきとのことから、これに準
じて開催したため、実際出席された方は15名と少なくなっております。総会当日は、入場時に体温計

測、手のアルコール消毒、フェースシールドの配付、会場の換気に努めて開催してございます。

次に、令和2年7月21日には、令和2年度の寒川町組合土地区画整理事業助成金交付決定を行いました。これは、令和2年度分として組合の総会により本年度の予算が承認されたことから、町に対して交付申請があり、内容が適正であったため交付決定したものです。助成金ですが、年度末に組合から実績に基づき助成金の請求が町に出され、内容が交付申請のとおりであると認められれば組合に助成金を支払うということになります。

助成金の内容なんですが、調査経費ということで、具体的には換地の設計だとか、事業実施のための実施設計、建物等の移転に必要な補償調査などに充当するものです。

次に、令和2年8月21日ですが、7月11日の総会において議決されました組合の定款の変更について、土地区画整理法第39条第1項に基づき県知事より変更認可を受け、同条第4項により県知事より告示がありました。変更の内容なんですが、組合の定款に定められている組合事務所の所在地が、組合事務所を開設したことにより変更となるためとなっております。

なお、この内容が神奈川県の記事に掲載されましたので、この写しを2分の2ページに添付してございます。

取組状況の報告は以上です。

【太田委員長】 説明が終わりました。皆様より質疑をお受けしたいと思います。

(「なし」の声あり)

【太田委員長】 それでは、質疑がないようですので、以上をもちまして案件1を終了といたします。ご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【太田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、案件2のその他に入りたいと思います。皆様から何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【太田委員長】 事務局からも特にございませんか。

(「なし」の声あり)

【太田委員長】 その他も、特に私たちからもございませんで、終了とさせていただきたいと思えます。

以上をもちまして、今日の案件は終了となりました。

最後に副委員長より閉会のご挨拶をお願いいたします。

【青木副委員長】 皆さん、お疲れさまでした。まだ暑い日が続くと思いますが、体に留意してお過ごしください。

それでは、田端西地区まちづくり対策特別委員会を終わります。お疲れさまでした。

午後1時21分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和2年11月26日

委員長 太田 真奈美